

# おぐに



2003 No. 409 2

新春年賀の会  
表彰者の横顔……… 2～3 P  
申告相談のお知らせ… 4～5 P  
合併を考える……… 6～7 P



## どんど焼き

1月13日  
法坂集落



この紙は再生紙を使用しています。

2月 おぐにさわやかリポート番組表

|     |               |
|-----|---------------|
| 2日  | 町の窓口 税の申告     |
| 8日  | 昔話 貧乏神とわがまま息子 |
| 9日  | イベント情報 雪まつり   |
| 16日 | お誕生日おめでとう     |
| 22日 | 昔話 きつねとすしや    |
| 23日 | たっしやで長生き      |

※土曜日の番組は、第2・第4土曜のみ  
午前7時30分から全チャンネルで放送  
※日曜日の番組は、午前7時30分から  
全チャンネルで放送(再放送は3チャンネル  
で午前10時・午後1時・6時・9時から)  
※日曜日の番組は都合により変更になる  
場合もあります。

|             |                    |                   |
|-------------|--------------------|-------------------|
| 平成14年12月末現在 | 世帯数<br>2198世帯 (-3) | 人口<br>7291人 (-10) |
|             | 男<br>3560人 (-8)    | 女<br>3731人 (-2)   |

12月の動き 出生1人 死亡11人  
転入9人 転出9人



「鬼は外」と節分の夜には豆をまきますが、「ひいらぎ(柊)」の小枝に臭い鱒の頭を刺して門口に掲げておくとも悪鬼を払うとされてきました。鱒のほかにネギやニンニクなど、臭いものを柊の枝に刺す地方もあります。江戸時代には柊売りが節分に柊の枝を売り歩いたものでした。

モクセイ科に属する柊は、葉のふちに鋭いとげになった切り込みがあり、触れるとヒリヒリします。ヒリヒリ痛む意味の古語「ひいらぎ」から「ひいらぎ」の名が生まれました。

柊は、池・沼・水田などで魚や人について血を吸う生物「ヒル(蛭)」や、臭いの強い植物「ヒル(蒜)」とも同系の言葉です。蒜はノビル(野蒜)、ニンニク(大蒜)など、刺激性が強いユリ科の植物の古称。蒜を口に入れたり肌に触れたりすると蛭にかまれたようにヒリヒリすることから、この名が付いたと考えられています。

柊は一見関係なさそうな蛭や野蒜とも、ヒリヒリするという点で、共通しているというわけです。

2月号カレンダー 2月10日～3月9日

|       |  |      |  |
|-------|--|------|--|
| 2/10月 | 診療所 午後 外科<br>町民課窓口業務時間延長<br>(PM7:30まで) | 24月  | 診療所 午後 外科<br>町民課窓口業務時間延長<br>(PM7:30まで)         |
| 11火   | 建国記念日                                  | 25火  |  |
| 12水   | 診療所 午後 整形外科<br>補聴器相談日 (PM1:30~2:00)    | 26水  | 診療所 午後 整形外科<br>補聴器相談日 (PM1:30~2:00)            |
| 13木   | 補聴器相談日 (AM10:00~10:30)                 | 27木  | 乳児相談 午前<br>1才半児検診 午後<br>補聴器相談日 (AM10:00~10:30) |
| 14金   |  | 28金  | 法律相談所開設(就業改善センター)                              |
| 15土   |  | 3/1土 |  |
| 16日   | 診療所 日曜診療日                              | 2日   | おぐに雪まつり  |
| 17月   | 診療所 午後 外科<br>町民課窓口業務時間延長<br>(PM7:30まで) | 3月   | 診療所 午後 外科<br>町民課窓口業務時間延長<br>(PM7:30まで)         |
| 18火   | 診療所 振替休日                               | 4火   |  |
| 19水   | 診療所 午後 整形外科                            | 5水   | 診療所 午後 整形外科                                    |
| 20木   | 補聴器相談日 (AM10:00~10:30)                 | 6木   | 補聴器相談日 (AM10:00~10:30)                         |
| 21金   |  | 7金   |  |
| 22土   |  | 8土   |  |
| 23日   | 雪上エンデューロ大会                             | 9日   |  |

※横田内科・消化器科クリニック(95-3141)では、午前9時から正午まで日曜診療を行っております。【急患に限る】

ひいらぎ

言葉の履歴書

## 功労者表彰



**青柳敏雄** さん  
(新町)  
小国町監査委員として、  
永年尽力



**中村哲太郎** さん  
(七日町)  
七日町総代として、永年  
尽力



**渡辺鉄男** さん  
(上岩田)  
小国町教育委員として、  
永年尽力



**細金與四男** さん  
(小国沢)  
出稼者のリーダーとして、  
永年尽力

## 花いっぱいコンクール表彰(大賞)



### 下村老人クラブ

3年続けての大賞受賞となります。ひまわり、鶏頭、メランポジウムと春から秋にかけて季節ごとに楽しめる花を集落内の道路に咲かせてくれました。



### 三 桶

三桶集落入口の国道沿いの掘割に、集落で整備した花壇が誕生し、沢山の色の花が道行く方の目を楽しませてくれました。



### 桐沢老人クラブ

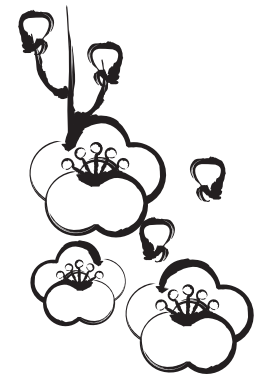
集落内の沿道にサルビア、メランポジウムなどを植え、集落内の環境整備を図り、春から秋まで道行く人の目を楽しませてくれました。



# 新春年賀の会



恒例の新春年賀の会が1月5日、農村環境改善センターを会場に開催されました。この会は年頭にあたり町民の皆様のご健勝と町勢の益々の発展を祈念するために開かれていますので、総代さんをはじめに関係者約180名が参加されました。町長の年頭のあいさつ後、功労者表彰等が行われました。



# 所得税の確定申告は自分で書いてお早めに！

税務署では、確定申告書・収支内訳書などの提出書類について、ご自分で正しく作成し、郵送などにより提出していただく「自書申告」を推進しております。

職業、女優。



◇お問い合わせは  
柏崎税務署  
個人課税部門（申告と納税について） ☎0257（22）2133  
管理徴収部門（振替納税について） ☎0257（22）2132

平成14年分の所得税の確定申告は2月16日(日)から3月17日(月)までとなっております。ただし税務署の閉庁日(土・日・祝日等)は、窓口での相談及び受付は行っておりません。(閉庁日であっても、申告書は、郵送または税務署の時間外収受箱に投函することにより、提出することができます。)

申告書等を作成するときは、「所得税の確定申告の手引き」等を参考にしてください。「手引き」に示されている番号順に記入していくと、所得や税額の計算が簡単にできるようになっ

ていますので、ご自分で記入して郵送などにより提出してください。  
申告期限近になりますと税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので、できるだけ早くお済ませください。

納税は期限内に、振替納税のご利用を

平成14年分の確定申告による所得税の納期限は平成15年3月17日(月)です。期限内に確実にお済ませください。

また、振替納税を既に利用されている方は、指定された預貯金口座の残高を確認しておいてください。



国税庁ホームページで所得税の確定申告書が作成できます!!

国税庁ホームページの「計算シミュレートコーナー」を「所得税の確定申告書作成コーナー」に改め、ここで作成した申告書は税務署に提出できます。  
\*作成コーナーのポイント  
○利用できる方  
A 様式及びB 様式を利用される方  
なお、分離課税や給与所得者の特定支出控除を受けられる方など、申告内容によっては利用できない場合があります  
\*利用するときのポイント  
○カラープリンタの使用  
○プリンタの設定の確認(画面の指示で確認)  
○印刷用紙はA4サイズの普通紙(PPC用紙またはOA共用紙)を使用  
\*国税庁のホームページアドレス  
<http://www.nta.go.jp>

## 今年の申告相談は3会場で実施

所得税、町県民税の申告相談を町内3会場で実施します。(下の日程表を参照)今年の相談会場が昨年と異なる集落がありますので、日程表で事前に確認しておいてください。

住民税の申告書は、2月初旬に申告が必要な方へ送付しますので、「申告のしかた」「記入例」を参考に該当する事項について記載し、申告をしてください。

申告書は相談会場または役場窓口の収受箱に投函してください。また郵送でも提出可能ですが、必要な書類を必ず同封してください。

申告期間中は、申告相談の受付時間を午後7時まで延長したり、日曜日も受付をしています(指定日のみ)のでご利用ください。役場



の窓口では、申告相談を行っています。

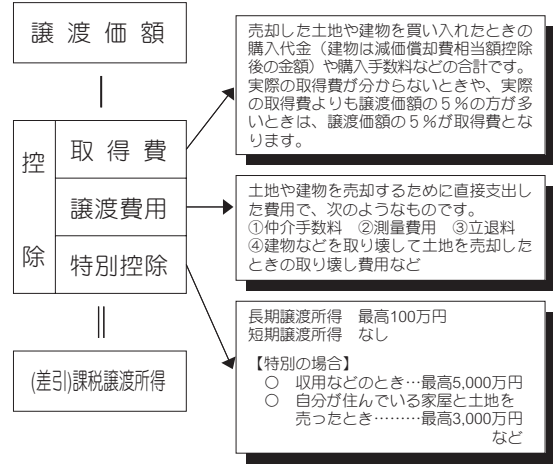
申告に関する問い合わせは、町民課税係まで。(☎95-5902)

住民税の申告書を提出しなければならぬ人

- ①平成14年中に所得があった人(確定申告書を税務署に提出した人や給与所得または公的年金等による所得のみの人を除く)
- ②給与所得者で給与のほかに所得のあった人
- ③平成14年中に会社を退職し、平成15年1月1日現在就職していない人
- ④社会保険料控除、生命保険料控除や医療費控除などを受けようとする人
- ⑤2ヶ所以上からの給与の支払を受けていた人
- ⑥外注(内職)所得のある人(配偶者特別控除を受けるには必ず必要です)
- ⑦4月以降も国民健康保険に加入する人や国民年金保険料の免除申請を予定している人(大学生含む)

## ☆ 譲渡所得の計算方法 ☆

長期譲渡の場合、譲渡価格から取得費、譲渡費用を差し引き、さらに百万円の特別控除(百万円以下の場合その譲渡益まで)した後の課税譲渡所得に税率をかけて計算します。なお、短期譲渡の場合は、百万円の特別控除はありません。  
**長期譲渡と短期譲渡**  
土地や建物を売却した年の1月1日現在でその土地や建物の所有期間が5年を超えていれば長期譲渡に、5年以下ならば短期譲渡になります。



## 申告相談日程・会場

| 月日    | 曜   | 会場名                     | 対象集落名           |
|-------|-----|-------------------------|-----------------|
| 2月18日 | 火   | JA柏崎上小国支店<br>(2階研修室)    | 山野田、諏訪井         |
| ※19日  | 水   |                         | 大貝、原            |
| 20日   | 木   |                         | 三桶、小栗山          |
| 21日   | 金   |                         | 荅野島、森光          |
| 24日   | 月   | 小国町商工物産館<br>(2階大会議室)    | 箕輪、上村、サンコーポラス小国 |
| 25日   | 火   |                         | 七日町、千谷沢         |
| ※26日  | 水   |                         | 武石、押切           |
| 27日   | 木   |                         | 上栗、原小屋          |
| 28日   | 金   |                         | 法坂              |
| ★2日   | (日) |                         | 下地区(平日申告が無理な方)  |
| 3日    | 月   |                         | 下村、鷺之島          |
| 4日    | 火   |                         | 桐沢              |
| ※6日   | 木   | 小国町就業改善センター<br>(1階大会議室) | 上岩田、八王子、芝ノ又     |
| 7日    | 金   |                         | 相野原、二本柳、上谷内     |
| ★9日   | (日) |                         | 上地区(平日申告が無理な方)  |
| 10日   | 月   |                         | 太郎丸、小国沢         |
| ※11日  | 火   |                         | 法末、新町、菅原業       |
| 12日   | 水   | 楢沢、猿橋、金沢                |                 |

- 注) 1. 受付時間…(午前)午前9時から午前11時まで  
(午後)午後1時から午後3時まで  
2. 役場の窓口では申告相談をしていません  
3. ★印の日…休日の相談日  
4. ※印の日…受付時間を延長しています(午後7時まで)  
5. 所得税の確定申告書を提出した方は、町民税・県民税の申告は必要ありません  
6. 正午から午後1時まででは、ご遠慮ください

## 「市町村合併を考える町民の集い」を開催いたします

小国町と小国町議会では、町民に市町村合併についての周知を図り、関心・理解を深めて頂き、今後の小国町の進む方向の判断材料にしてもらうことを目的に「市町村合併を考える町民の集い」を開催いたします。どなたでも自由に参加できます。大勢の皆様のご来場をお待ちしています。

日時 2月16日(日) 午後1時30分から

会場 小国町農村環境改善センター

内容 ・講演 「どうして今市町村合併なのか」

講師 関谷政友氏  
(新潟県総合政策部市町村合併支援課長補佐)



「市町村合併これだけの疑問」

講師 池上洋通氏  
(自治体問題研究所主任研究員)

・講演に対する質疑

送迎用のバスを運行いたしますので、ご利用ください。経路、時間については今後各戸にチラシを配布いたしますのでご覧ください。

お問い合わせについては、小国町役場総務課 (☎95-5905) までお願いいたします。

## 「柏崎・刈羽任意合併協議会」の動き

昨年10月にスタートした柏崎・刈羽任意合併協議会に小国町は、オブザーバー参加をしていますが、現在4回の協議会が開催され、「市町村建設計画」や「行政制度の調整」が行われています。

行政制度の調整は、288項目におよび既に247項目について協議が終了しています。



## 8市町村による「長岡地域任意合併協議会」が発足

長岡市、見附市、栃尾市、中之島町、越路町、三島町、山古志村、小国町の8市町村による「長岡地域任意合併協議会」が発足し、1月14日に第1回目の協議会が開催されました。

会合では、設立までの経緯や長岡地域任意合併協議会規約が報告され、承認されました。これにより、各市町村の首長、助役や議会議長、議会議員及び住民代表や学識経験者総数51名の委員で構成された協議会がスタートしました。

●小国町からは、次の方々が協議会委員として就任いたしました。

大橋義治(町長) 長谷川孝(助役) 樋口章一(議会議長)  
野田幹男(議長推薦議員) 平野保雄(商工会長) 池島寛(住民代表)

●第1回協議会では、規約により次の役員が選出されました。

会長 森民夫 長岡市長  
副会長 久住時男 見附市長

その他に各種規程、事業計画、予算及び協議項目等について協議がなされました。

今後、長岡地域任意合併協議会で協議された内容については、協議会のホームページや月1回発行の協議会だよりでお知らせする予定です。

なお、協議会の事務局は長岡市役所内にあります。長岡市の職員が8名、他の構成市町村からも1名づつ配置され、15名体制の事務局が整いました。(☎39-2260)

### 「任意合併協議会とは? 何を話し合うの?」

市町村合併をしたらどんな新しいまちができるのか、行政サービスや負担はどう変わるのか、住民の皆様が合併の是非を判断できる情報を提供するため、関係市町村の代表者が集まり協議を行う場を「合併協議会」といいます。協議会には2段階あり、議会の議決を経て設置される「法定協議会」の前段階として、判断材料を提供するため設置される協議会を「任意協議会」といいます。

合併後の新市の名称や庁舎の位置、新市の将来構想などのほか行政組織に関することや税負担などの取り扱い、行政サービス水準の取り扱いなど協議が行われます。



なお、長岡地域任意合併協議会は平成15年1月から7月を目標とし、月1回程度の協議会が開催される予定です。会議は公開で行われ、傍聴はどなたでもできます。第2回目の協議会は2月13日に開催の予定です。お問い合わせについては、協議会事務局か小国町役場総務課までお願いいたします。



# 小国町の 台所事情は！

## 行政コスト計算書

地方自治体では、民間企業でいうところの「損益計算書」にあたるもの、すなわち発生主義の考え方で損益を計算する計算書がなく「利益」概念がありませんでした。

もちろん、地方自治体は利益を追求する団体ではありません。しかし、提供する行政サービスに対して税金等の支払いを受けるとともに、必ず「コスト（費用）」が発生します。

この「コスト」意識をもつことは利益を追求しない団体であっても「最小の経費で最大の効果をあげる」ためには必ず必要であり、行政経営における重要な要素です。

この「コスト」を正確に計算するのが「行政コスト計算書」です。

## 平成13年度 行政コスト計算書

自平成13年4月1日 至平成14年3月31日 (単位：千円)

| 費用の部       |           |       |
|------------|-----------|-------|
| 人件費        | 1,025,520 | 24.6% |
| 物件費        | 766,878   | 18.5% |
| 維持補修費      | 110,573   | 2.7%  |
| 扶助費        | 147,772   | 3.6%  |
| 補助費等       | 329,880   | 8.0%  |
| 普通建設事業費    | 155,579   | 3.8%  |
| 災害復旧事業費    | 43,266    | 1.0%  |
| 公債費        | 168,339   | 4.1%  |
| 繰出金        | 499,387   | 12.1% |
| 減価償却費      | 772,267   | 18.6% |
| 退職給与引当金繰入額 | 124,239   | 3.0%  |
| 不納欠損額      | 0         | 0.0%  |
| 費用合計       | 4,143,700 |       |
| 収入の部       |           |       |
| 一般財源等      | 3,047,732 | 79.4% |
| 国庫支出金      | 90,298    | 2.4%  |
| 県支出金       | 166,881   | 4.4%  |
| 使用料・手数料    | 328,578   | 8.6%  |
| 分担金・負担金    | 13,507    | 0.4%  |
| 財産収入       | 13,569    | 0.4%  |
| 繰入金        | 9,241     | 0.2%  |
| 諸収入        | 162,262   | 4.2%  |
| 収入合計       | 3,832,068 |       |
| 当期純余剰      | -311,632  |       |
| 国庫支出金取崩高   | 41,571    |       |
| 県支出金取崩高    | 189,025   |       |
| 当期一般財源等増加額 | -81,036   |       |
| 前期繰越一般財源等  | 3,919,008 |       |
| 当期末一般財源等   | 3,837,972 |       |



「当期純余剰」は、民間企業の損益計算書でいう「当期純利益」に相当するもので、後世代のための行政経営資源を増加させるものです。平成13年度の歳入歳出決算額（現金主義）では、約1億8千6百万円の繰越金（余剰）となりましたが、行政コスト計算では、約3億1千万円の「損失」となっています。

これは、「減価償却費」として約7億7千万円、「退職給与引当金繰入金」として約1億2千万円などが歳入歳出決算額には表れないコストとして計算されるためです。

また、総コストの12.1%を繰出金が占めていますが、下水道特別会計における下水道事業債（地方債）の償還のための繰出金などは、本来「負債」の減少であり、小国町全体からみればコストとすべきものではありませんが、普通会計を対象としているためコストとして算定しています。

●万一の事故に備えて家族そろって加入しましょう

# 交通災害共済会員 募集中

会費納入は  
口座引き落としで！

注 承諾書上部に昨年の引き落とし口座が電算で打ち出されます。（現金で納入された方は、その旨が打ち出されます）  
現金から引き落としに変える方および口座等の変更により、登録してある口座を変更する場合は、上記のとおり必要事項を記入し、届けてください。  
平成15年度会員募集時以降も、引き落とし口座の確認のため上記様式を配布いたしますが、変更が無い場合は提出の必要はありません。

**加入できる方は**  
加入申込みのときに、町に住んでいて、住民基本台帳に記録されている方又は外国人登録原簿に登録されている方及びこれらの方と生計を一にしている町の区域外への出稼者及び学校等に在学している方です。

**会費は**  
会費は1人年額500円です。途中で加入する場合も同額です。

**加入申込みは**  
例年どおり総代さんを通じて行っていただきます。よろしくお願ひします。

**口座引き落としについて**  
平成13年度加入申込みから、口座引き落としができるようになりました。  
昨年届けられた口座に変更がある場合のみ再度振替申込書（3枚複写）を提出してください。昨年と変更なく同じ口座から引き落とす場合は、会員証（2枚とも）のみ提出になります。

## 取扱店

- ・ 柏崎農協小国支店
- ・ " 上小国支店
- ・ 大栄信用組合小国支店

注・なるべく引き落としにして頂きますようお願い致します。  
・ 残高不足等により引き落としができないケースがみられますのでご確認をお願いします。  
引き落とし予定日は3月10日です。

## 共済見舞金の対象となる交通災害は

- (1) 自動車等の交通に伴う交通災害  
道路交通法に規定する道路上における、自動車等（自動車、自動二輪車、原動機付自転車、軽車両、トロリーバス、路面電車及び身体障害者用車いす）の、交通に伴う人身事故
- (2) 電車等の交通に伴う交通災害  
鉄道事業法に規定する鉄道線路上における、電車等（電車、気動車、汽車、モノレール及びケーブルカー）の、交通に伴う人身事故

## 見舞金等の請求期間は

共済見舞金、葬祭費及び死亡弔慰金の請求は、交通災害を受けた日から起算して1年以内にとってください。  
2等級、3等級に係る移行差額については、申請期間が2年です。

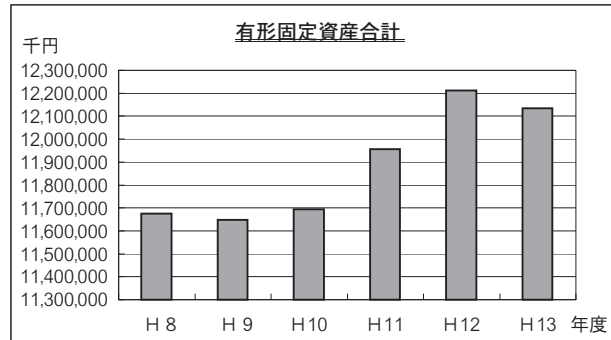
注 事故当時は軽いケガと思っても、後で傷が痛んだり悪くなることよくあります。そのようなとき、交通事故証明書（人身事故）がないと共済見舞金が制限（9等級の7万円を限度）されます。  
事故にあわれた方はまず電話で役場総務課 ☎95・5905までご相談下さい。

平成14年度 共済見舞金支給一覧表  
(平成14年4月1日～平成15年1月8日現在)

| 等級 | 等級金額  | 申請人数 | 前年同期の申請数 |
|----|-------|------|----------|
| 1  | 120万円 | 2    | 0        |
| 2  | 120万円 |      |          |
| 3  | 70万円  |      |          |
| 4  | 20万円  | 1    | 0        |
| 5  | 17万円  |      |          |
| 6  | 14万円  | 0    | 2        |
| 7  | 12万円  | 2    | 0        |
| 8  | 10万円  | 1    | 0        |
| 9  | 7万円   | 4    | 1        |
| 10 | 5万円   | 4    | 5        |
| 11 | 3万円   | 3    | 4        |
| 合計 |       | 16   | 13       |

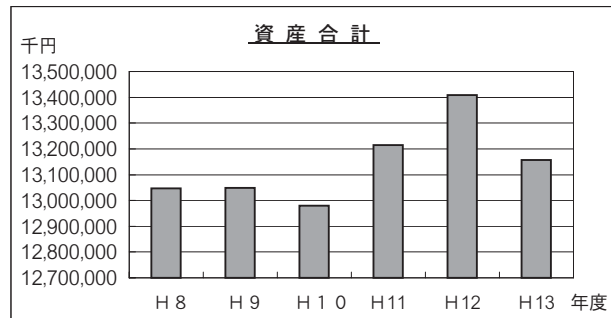


## 資産の部



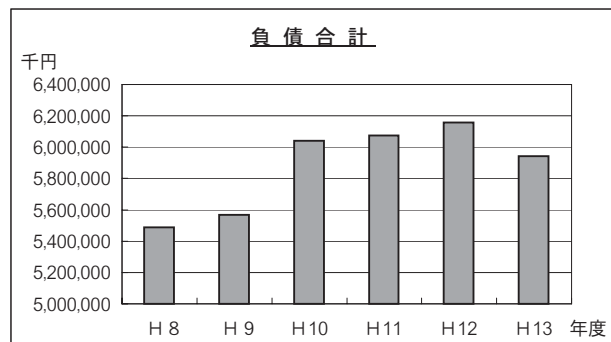
土地、建物、備品などが該当し、長期間にわたって行政サービスを提供するために使用される資産で、建物については、毎年減価償却しています。

H11～H12の伸びは、診療所病棟整備や統合保育所整備の事業によるものです。



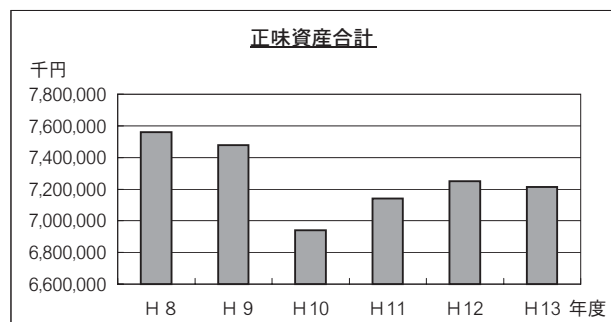
有形固定資産に、現金や預金（基金）などの流動資産を加えた資産の合計です。H13の低下は、有形固定資産の減価償却に加え基金などの流動資産の減少によるものです。

## 負債の部



将来において、支払いや返済の必要があるもので地方債（借金）や債務負担行為、退職手当引当金などをいいます。H13の低下は、地方債などの固定負債の減少によるものです。

## 正味資産の部

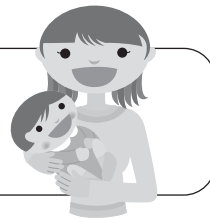


営利活動を目的としないため、「正味資産」と表示され、民間企業の「資本」にあたるもので、国庫支出金、県支出金、一般財源等をいいます。

H13の低下は、一般財源が減少したものです。

### 町民1人あたりでみると (H13)

資産 1,791,437円 負債 809,153円  
正味資産 982,284円



バランスシートとは  
たいしゃくたいしょうひょう  
貸借対照表  
のことです



バランスシートは、左側に「資産」、右側上部に「負債」を表示します。バランスシートにおける資産は、町民の財産であり、将来における行政サービスの元になります。負債は、将来町民が税金等で償還しなければならない負担です。バランスシートの右側下部にある「正味資産」は、このような財政負担の世代間公平をみる尺度となり、「負債」と「正味資産」は、どの世代がコストを負担するのか（したのか）という割合を示すことができます。

## 平成13年度バランスシート (平成14年3月31日現在)

(単位:千円)

| 借 方                  | 貸 方                  |
|----------------------|----------------------|
| <b>[資産の部]</b>        | <b>[負債の部]</b>        |
| 1. 有形固定資産            | 1. 固定負債              |
| (1) 総務費 834,898      | (1) 地方債 4,521,761    |
| (2) 民生費 720,890      | (2) 債務負担行為           |
| (3) 衛生費 1,844,927    | ① 物件の購入等 0           |
| (4) 労働費 42,854       | ② 債務保証又は損失補償 202,010 |
| (5) 農林水産業費 1,987,386 | 債務負担行為計 202,010      |
| (6) 商工費 1,263,487    | (3) 退職給与引当金 660,398  |
| (7) 土木費 2,434,246    | 固定負債合計 5,384,169     |
| (8) 消防費 122,821      | 2. 流動負債              |
| (9) 教育費 2,881,117    | (1) 翌年度償還予定額 558,249 |
| (10) その他 1,222       | (2) 翌年度繰上充用金 0       |
| 計 12,133,848         | 流動負債合計 558,249       |
| (うち土地 1,092,805)     | 負債合計 5,942,418       |
| 有形固定資産合計 12,133,848  | <b>[正味資産の部]</b>      |
| 2. 投資等               | 1. 国庫支出金 1,068,840   |
| (1) 投資及び出資金 53,757   | 2. 都道府県支出金 2,307,080 |
| (2) 貸付金 53,955       | 3. 一般財源等             |
| (3) 基金               | ① 前期繰越 3,919,008     |
| ① 持定目的基金 287,262     | ② 当期増加額 -81,036      |
| ② 土地開発基金 75,647      | 一般財源等合計 3,837,972    |
| ③ 定額運用基金 6,000       | 正味資産合計 7,213,892     |
| 基金計 368,909          | 負債・正味資産合計 13,156,310 |
| 投資等合計 476,621        |                      |
| 3. 流動資産              |                      |
| (1) 現金・預金            |                      |
| ① 財政調整基金 312,083     |                      |
| ② 減債基金 14,141        |                      |
| ③ 歳計現金 186,127       |                      |
| 現金・預金計 512,351       |                      |
| (2) 未収金              |                      |
| ① 地方税 28,143         |                      |
| ② その他 5,347          |                      |
| 未収金計 33,490          |                      |
| 流動資産合計 545,841       |                      |
| 資産合計 13,156,310      |                      |

※債務負担行為に係る補償等

① 物件の購入等に係るもの 0千円  
② 債務保証及び損失補償に係るもの 340,610千円  
③ 利子補給等に係るもの 3,157千円



(7) 平成14年度の定員の状況

部門別職員数の状況（各年度4月1日現在）

| 区分   | 職員数  |      | 平成14年度の職員数の増減状況 |     |    |    | 主な増員理由       | 主な減員理由           |
|------|------|------|-----------------|-----|----|----|--------------|------------------|
|      | 13年度 | 14年度 | 増員数             | 減員数 | 差引 |    |              |                  |
| 一般行政 | 議会   | 2    | 2               | 0   | 0  | 0  |              |                  |
|      | 総務   | 21   | 20              | 0   | -1 | -1 |              | 車両管理部門の事業の見直しによる |
|      | 税務   | 5    | 5               | 0   | 0  | 0  |              |                  |
|      | 労働   | 1    | 1               | 0   | 0  | 0  |              |                  |
|      | 農水   | 11   | 10              | 0   | -1 | -1 |              | 農林部門の事業の見直しによる   |
|      | 商工   | 4    | 6               | 2   | 0  | 2  | 観光事業の増による業務増 |                  |
|      | 土木   | 6    | 5               | 0   | -1 | -1 |              | 土木部門の事業の見直しによる   |
|      | 民生   | 30   | 30              | 0   | 0  | 0  |              |                  |
|      | 衛生   | 29   | 28              | 0   | -1 | -1 |              | 保健部門の事業の見直しによる   |
| 小計   | 109  | 107  | 2               | -4  | -2 |    |              |                  |
| 特別行政 | 教育   | 19   | 19              | 0   | 0  | 0  |              |                  |
|      | 警察   | 0    | 0               | 0   | 0  | 0  |              |                  |
|      | 消防   | 0    | 0               | 0   | 0  | 0  |              |                  |
| 小計   | 19   | 19   | 0               | 0   | 0  |    |              |                  |
| 公営企業 | 病院   | 0    | 0               | 0   | 0  | 0  |              |                  |
|      | 下水道  | 2    | 2               | 0   | 0  | 0  |              |                  |
|      | その他  | 5    | 5               | 2   | 0  | 0  |              |                  |
|      | 小計   | 7    | 7               | 0   | 0  | 0  |              |                  |
| 合計   | 135  | 133  | 2               | -4  | -2 |    |              |                  |

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者を含み、派遣職員、臨時又は非常勤職員を除いています。

※(2)の職員数と一致しないのは、教育長を含んでいることによるものです。

(8) 定員適正化計画

「小国町行政改革大綱」に基づいて平成13年度末に策定した「定員適正化計画」見直し縮減目標は一般行政部門において平成13年度から平成17年度までの5年間でおおむね9名の計画に対して平成14年度2名の減となった。

定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年度4月1日現在）

| 区分   | 12年度計画前年 | 13年度1年目 | 14年度2年目 | 15年度3年目 | 16年度4年目 | 17年度5年目 | 計  |
|------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|----|
| 一般行政 | 計画       |         |         |         |         |         |    |
|      | 差引増減     | -       | 0       | -3      | -2      | -1      | -9 |
|      | 増員数      | -       | 4       | 2       | -       | -       | 6  |
|      | 減員数      | -       | -3      | -4      | -       | -       | -7 |
|      | 差引増減     | -       | 1       | -2      | -       | -       | -1 |
| 実績   |          |         |         |         |         |         |    |
| 職員数  | 134      | 135     | 133     | -       | -       | -       | -  |

(9) 職員手当の状況

| 区分                    | 小国町              | 国・新潟県      |
|-----------------------|------------------|------------|
| 期末手当<br>勤勉手当          | （平成13年度支給割合）     |            |
|                       | 6月期 期末手当 1.45月分  | 勤勉手当 0.6月分 |
|                       | 12月期 1.55月分      | 0.55月分     |
|                       | 3月期 0.55月分       | -          |
|                       | 計 3.55月分         | 1.15月分     |
| 退職手当                  | （支給率） 自己都合 勤奨・定年 |            |
|                       | 勤続20年 21.0月分     | 28.875月分   |
|                       | 勤続25年 33.75月分    | 44.55月分    |
|                       | 勤続35年 47.5月分     | 62.7月分     |
|                       | 最高限度額 60.0月分     | 62.7月分     |
| その他加算措置               |                  |            |
| 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） |                  |            |
| 退職時特別昇給 原則1号給         |                  |            |
| 1人当たり平均支給額（平成13年度退職者） | 23,940千円         |            |

(10) 特別職の報酬等の状況

| 区分    | 給料月額等          |
|-------|----------------|
| 給料    | 町長 744,000円    |
|       | 助役 590,000円    |
|       | 収入役 554,000円   |
|       | 教育長 528,000円   |
| 報酬    | 議長 266,000円    |
|       | 副議長 210,000円   |
|       | 議員 192,000円    |
| 期末手当  | （平成13年度支給割合）   |
|       | 6月期 1.45月分     |
|       | 12月期 1.55月分    |
|       | 収入役 3月期 0.55月分 |
|       | 教育長 計 3.55月分   |
| 議長 同  |                |
| 副議長 上 |                |
| 議員 上  |                |

| 区分   | 内容   | 国との異同 |
|------|--|-------|
| 扶養手当 | 配偶者 16,000円  | 同     |
|      | 扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目 6,500円  |       |
|      | 配偶者以外の扶養親族のうち2人まで 各6,000円  |       |
|      | 配偶者のいない職員の場合扶養親族のうち1人は 11,000円<br>その他の扶養親族1人につき 3,000円<br>満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算 |       |
| 住居手当 | 自宅（世帯主） 1,000円   | 同     |
|      | ただし、住宅を新築・購入した場合5年間は 2,500円  |       |
| 通勤手当 | 2km未満 1,000円   | 異     |
|      | 2km～5km未満 2,700円   |       |
|      | 5km～10km未満 4,100円  |       |
|      | 10km～15km未満 6,200円   |       |
|      | 15km～20km未満 8,600円   |       |
|      | 20km以上 11,000円   |       |

| 区分      | 支給総額              |
|---------|-------------------|
| 時間外勤務手当 | 平成13年度 20,099千円   |
|         | 職員1人当たり支給年額 150千円 |
| 平成12年度  | 20,241千円          |
|         | 職員1人当たり支給年額 159千円 |

| 区分     | 全職種                        |
|--------|----------------------------|
| 特殊勤務手当 | 支給職員の割合 11.9%              |
|        | 支給対象職員1人当たり平均支給年額 123,218円 |
| 手当数    | 7                          |

# 小国町職員の給与等を公表します

小国町職員給与の状況  
（平成14年4月1日）

小国町職員の給与等の実態を、町民のみなさんに知っていただくため、その内容について公表します。

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

| 区分     | 住民基本台帳人口                     | 歳出額(A)       | 実質収支       | 人件費(B)       | 人件費比率(B/A) | 前年度人件費比率 |
|--------|------------------------------|--------------|------------|--------------|------------|----------|
| 平成13年度 | <sup>(H14.3.31)</sup> 7,344人 | 千円 4,965,849 | 千円 185,487 | 千円 1,123,319 | 22.6%      | 20.2%    |

（注）人件費には、特別職に支給される給料・報酬等含む。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

| 区分     | 職員数(A) | 給与費        |           |            |            | 1人当たり給与費(B/A) |
|--------|--------|------------|-----------|------------|------------|---------------|
|        |        | 給料         | 職員手当      | 期末・勤勉手当    | 計(B)       |               |
| 平成14年度 | 132人   | 千円 533,946 | 千円 84,640 | 千円 226,841 | 千円 845,427 | 千円 6,404      |

（注）1. 職員手当には退職手当は含まれません。  
2. 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況比較

| 区分  | 一般行政職    |       | 技能労務職    |       |
|-----|----------|-------|----------|-------|
|     | 平均給料月額   | 平均年齢  | 平均給料月額   | 平均年齢  |
| 小国町 | 336,788円 | 41.9歳 | 278,081円 | 45.0歳 |
| 国   | 332,052円 | 40.4歳 | 290,731円 | 48.8歳 |
| 新潟県 | 365,953円 | 42.7歳 | 339,900円 | 45.4歳 |

（注）国の平均給料月額及び平均年齢は、平成13年4月1日現在の数値です。

(4) 職員の初任給の状況比較

| 区分    | 大学卒   |                            | 高校卒                        |            |          |
|-------|-------|----------------------------|----------------------------|------------|----------|
|       | 決定初任給 | 採用2年経過日給料額                 | 決定初任給                      | 採用2年経過日給料額 |          |
| 一般行政職 | 小国町   | 174,400円                   | 188,900円                   | 141,900円   | 151,800円 |
|       | 国     | 1種/184,200円<br>2種/174,400円 | 1種/203,800円<br>2種/188,900円 | 141,900円   | 151,800円 |

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

| 区分    | 経験年数10年      | 経験年数15年  | 経験年数20年  |
|-------|--------------|----------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 269,100円 | 302,900円 | 353,800円 |
|       | 高校卒 219,500円 | 277,800円 | 318,300円 |
| 技能労務職 | 高校卒 225,800円 | 266,400円 | 310,100円 |
|       | 中学卒 187,700円 | 214,800円 | 250,200円 |

（注）1. 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数をいうものです。  
2. 経験年数に該当者がいない場合は、直近の年数に過不足の生じた年数を調整し記入したものです。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

| 区分     | 8級      | 7級    | 6級    | 5級    | 4級    | 3級    | 2級   | 1級    | 計      |
|--------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|--------|
| 代表的な職名 | 課長      | 課長参事  | 参事副参事 | 副参事   | 主査    | 主事    | 主事   | 主事主事補 |        |
| 職員数    | 2人      | 11人   | 17人   | 12人   | 9人    | 16人   | 2人   | 0人    | 69人    |
| 構成比    | 2.9%    | 15.9% | 24.6% | 17.4% | 13.1% | 23.2% | 2.9% | 0.0%  | 100.0% |
| 参考     | 1年前の構成比 | 2.9%  | 15.7% | 25.7% | 14.3% | 21.4% | 5.7% | 0.0%  | 100.0% |
|        | 5年前の構成比 | 1.2%  | 11.9% | 15.5% | 17.9% | 28.6% | 8.3% | 7.1%  | 9.5%   |

（注）小国町職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。



# 介護保険

51

介護保険のサービスを受けるには  
申請をして認定を受けることが必要です  
申請方法等詳しいことは、福祉係又は介護係まで御相談ください。

## 福祉・介護用品の購入トラブルが急増しています

介護保険導入で介護商品が広く知られ、車いすやおむつなど福祉用具、介護用品の購入をめぐるトラブルが増えています。

全国の消費生活センターに寄せられた相談を製品別にみると、車いす（22%）とベッド（14%）が多く、以下歩行車・ショッピングカート（10%）、おむつ・尿漏れパッド（9%）の順となっています。

相談内容では返品・解約に関するものが30%とトップで、「電動車いすを購入したが振動がひどい」「多機能のベッドを購入したが使いこなせない」「カタログを見て注文したポータブルトイレのサイズが体に合わない」などが返品理由となっています。

製品を使う人は介護を必要とすることから、店に行って使い勝手を確認して購入するのが難しいことが介護製品購入の特徴の一つとなっています。

福祉、介護用品を購入する場合は、販売業者の説明を充分聞くとともに、要介護者の使い勝手のよいものを、ケアマネージャー、理学療法士等と相談して購入しましょう。



## 介護保険運営協議会委員を募集します!!

介護保険は、市町村が保険者となって運営しており、介護保険事業の適正な運営を確保するため、町では介護保険運営協議会を設置しています。

この協議会の協議内容は、「介護保険事業の適正な運営、事業計画の策定、保険・医療・福祉に関すること」で、委員の任期は3年間で町長が委嘱します。

については、町民の皆様からもこの協議会に参加していただき、ご意見をお聞きするために次のとおり委員を募集します。

1. 募集人数 2名程度
2. 任期 平成15年4月1日から平成18年3月31日
3. 応募資格 小国町に住所がある40歳以上の方
4. 応募期限 2月20日(木) (期限厳守)
5. 応募方法 住所、氏名、年齢、電話番号、職業、応募の動機をお書きの上、封書で福祉保健課福祉係（〒949-5292 小国町大字法坂793番地）までお申し込みください。（持参でも結構です）
6. その他 不明な点は福祉保健課福祉係までお問い合わせください。（☎95-5903）

介護保険制度に関するお問い合わせは、次のところまでお気軽にどうぞ！  
福祉保健課 福祉係（☎95-5903） — 制度全般について  
介護係（☎95-5050） — 訪問調査・サービス利用について

# 初白寿・米寿のお祝が贈られました

—白寿・米寿おめでとーうございます—

今年めでたく白寿（99歳）、米寿（呼び年88歳）を迎えられた方々に町から褒状（お祝い状）と祝い金が贈られました。

白寿を迎えられた方々は明治37年生まれの男性1名、女性3名です。また、米寿を迎えられたのは大正5年生まれの男性14名、女性21名の合わせて35名の方です。

これからも健康に留意され、元気で過ごされることをお祈りいたします。

### 白寿を迎えられた方々（敬称略）

|  |                               |  |                                |
|--|-------------------------------|--|--------------------------------|
|   | <b>北原ハナユ</b> さん<br>世帯主／環集落／原  |   | <b>青柳 仲次</b> さん<br>世帯主／武彦集落／桐沢 |
|  | <b>高橋 サツ</b> さん<br>世帯主／博集落／櫛沢 |  | <b>高橋 ヨシ</b> さん<br>世帯主／武治集落／新町 |

### 米寿を迎えられた方々（敬称略）

| 氏名     | 世帯主 | 集落  | 氏名     | 世帯主 | 集落  |
|--------|-----|-----|--------|-----|-----|
| 山岸 益枝  | 績   | 三桶  | 竹部 ハツ  | 勝之  | 二本柳 |
| 山岸 秀一  | 秀一  | 三桶  | 山口 イセ  | 進   | 法坂  |
| 山我 城保  | 城保  | 苔野島 | 青柳 タ子  | 喜一郎 | 桐沢  |
| 渡辺 フク  | 幸雄  | 原   | 青柳 セツ  | セツ  | 桐沢  |
| 北原 ヤス  | 信幸  | 小栗山 | 板屋 子ヨ  | 清   | 桐沢  |
| 福島 キクイ | 良榮  | 諏訪井 | 野田 タマ  | 清一郎 | 桐沢  |
| 佐藤 與吉  | 與吉  | 諏訪井 | 野田 キセ  | 庄一郎 | 桐沢  |
| 内山 金二  | 金二  | 法末  | 中村 イト  | 俊文  | 箕輪  |
| 大橋 スイ  | スイ  | 法末  | 高橋 傑   | 一久  | 箕輪  |
| 田中 多喜男 | 多喜男 | 上岩田 | 佐藤 シゲ子 | 富雄  | 押切  |
| 中橋 権次  | 正勝  | 上岩田 | 岩野 ミイ  | 一男  | 武石  |
| 米山 フミ  | 正一  | 上岩田 | 品田 義正  | 義正  | 武石  |
| 増茂 キイ  | 一郎  | 櫛沢  | 原 ハル   | 熊治  | 上栗  |
| 高橋 キセ  | 茂   | 櫛沢  | 藤田 竹松  | 竹松  | 原小屋 |
| 若林 キコ  | キコ  | 櫛沢  | 藤田 弥三治 | 弥三治 | 原小屋 |
| 今井 實雄  | 實雄  | 櫛沢  | 宮川 周作  | 尚   | 千谷沢 |
| 五十嵐 信治 | 信治  | 新町  | 小川 貞雄  | 貞雄  | 鷺之島 |
| 佐々木 キミ | 秀一  | 新町  |        |     |     |



# お知らせ

## information

お問い合わせ・お申し込みは  
それぞれ表記の番号へお電話下さい

で、1時間耐久レースやスプリントレースを行います。

### おぐに雪まつり

3月2日(日)

会場 おぐに森林公園養楽館周辺

内容  
・雪上ステージ  
のど自慢大会  
昨年好評でしたのど自慢大会を今年も、雪上ステージでおこないます。

豪華賞品あります。出場申込等、詳しくは、後日配布の案内をご覧ください。

・雪上ステージ  
よさこい踊り  
昨年のもちひとまつりでも人気のよさこいが今年も雪まつりに登場します。地元よさこいおぐにをはじめ、町外のグループも参加します。

・雪遊びコーナー  
スノーベットアウト、クロスカントリースキー、けつゾリゴーライン、雪中大宝さがし、スノーフ

ラグなど今年も盛りだくさん。小さな子供さんから、大人まで一緒に楽しめます。参加をお待ちしています。

・養楽館2階  
ごせ唄昔話の会  
毎年恒例満員御礼の「葛の葉会」の皆様によるごせ唄と、昔話の講演会です。今年は、どんな唄や話が聞けるか楽しみです。

・ふるさと屋台村  
養楽館前駐車場  
ラーメン、うどん、小国の郷土料理や特産品の数々ステージを見ながらゆつくり味わってください。珍しい古代米のもちつきも加わります。

このほか熱気球体験や養楽館施設では、スノーチューブ開放、入浴料半額、スノーモビル半額など雪まつりを1日楽しめるイベントを予定しています。たくさんの方々の皆様のご来場をお待ちしています。

### ●児童手当の振込みについて

町民係  
☎95・5900

平成15年2月定期払い(平成14年10月～平成15年1月分)については、2月10日に届出の金融機関に振込みますのでご確認ください。

## 募集

### ●町内企業求人情報

ミユキドレス(有)  
☎95・3500  
ソーイングオペレーター  
(ミシン掛け)  
求人数 3名  
年齢 20歳～35歳位  
賃金  
月額119,600円  
172,000円



## 選挙管理委員が 決まりました

12月議会において選挙管理委員の選挙が行われ委員と補充委員がそれぞれ選出されました。

全ての方々が再任で、任期は平成15年1月13日から平成19年1月12日までの4年間です。

- 委員長 長谷川明夫氏(太郎丸)
- 委員長代理 江村 英男氏(上村)
- 委員 林 榮子氏(原小屋)
- 委員 池島 正春氏(上谷内)



- 補充員1 角山 松治氏(上栗)
- 補充員2 福原 功一氏(諏訪井)
- 補充員3 田中 波江氏(法坂)
- 補充員4 鈴木 善栄氏(武石)

## 2月 心配ごと相談 午前10時～午後3時

- 4 杉原 敏夫
- 18 佐々木藤枝
- 25 湯本チヨ子

延命荘 ☎95-2027

### 役場から

#### ●おぐに雪まつりのお知らせ

雪まつり実行委員会  
本年のおぐに雪まつりは、次のとおり予定しています。

雪上エンデューロ大会  
2月23日(日)  
会場 おぐに運動公園特設コース  
内容 雪上バイクレース  
県内から150台のバイクが集まりジャンプ台や、S字スラロームコース等変化に富んだコース

### 保健

#### ●「はたちの献血」キャンペーン

冬季における献血者の確保並びに安全な血液の確保の一層の推進を図ることを目的とする「はたちの献血」キャンペーンが、今年も1月1日より2月28日までの2か月間、全国一斉に実施してまいります。

### 暮らし

#### ●法律相談所開設のお知らせ

役場総務課庶務係  
☎95・5905  
と き 2月28日(金)  
午後1時30分～3時30分  
ところ 就業改善センター  
相談料 無料  
弁護士 板倉 光氏  
相談内容 法律関係全般  
申し込み 先着4名

#### ●「司法書士による相続登記の無料相談月間のお知らせ

新潟県司法書士会では、毎年2月の1ヶ月間を『相続登記はお済ですか月間』と定め相続登記についての県内一斉無料相談キャンペーンを実施いたしております。この機会にお近くの司法書士事務所にお気軽にご相談ください。  
相続登記や諸手続について無料でご相談に応じてお

## 告知

#### ●恩給欠格者・引揚者の皆様へ

総務省の認可法人である平和祈念事業特別基金では、次の方に、慰藉の念を示すため、内閣総理大臣名の書状などを贈呈しています。  
○旧軍人軍属で恩給などを受けていない、いわゆる恩給欠格者の方  
○終戦に伴い、本邦以外の地域から引揚げてこられた方  
詳しくは総務省認可法人平和祈念事業特別基金☎0120・234・9333まで  
ホームページ  
<http://www.heiwa.or.jp/>

新潟県ゆめ・わ・の未来  
支援補助金を募集  
(一次)します  
県内における新しい事業展開や有望な産業分野への進出を応援するため、中小企業者等が行う新技術開発や新商品開発などの経費の一部を補助します。  
対象者 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者又は法人格を有する中小企業の団体  
補助対象期間 交付決定の日～平成16年3月31日  
募集期間 平成15年1月20日(月)～2月21日(金)  
申請者には、3月中旬に予定されている審査会(新潟市・長岡市予定)において、事業内容を説明していただきます。  
お問い合わせは  
〒950-08570  
新潟市新光町4-1  
新潟県産業労働部産業振興課育成支援係  
☎025・285・55  
11(内線2781、2782)  
☎025・280・5508

## 心の健康相談の「案内」

ストレス社会といわれる現代、心の病気は特別の人がかかる病気ではありません。そして他の病気と同じく、早期の対応や治療が大切です。

身近な場所での専門医による相談会です。お気軽にご相談ください。  
個人の秘密は固く守ります。

月日 2月18日(火)  
時間 午後1時30分～3時  
場所 町立診療所検診棟2階 栄養指導室  
☎95・2600  
柏崎厚生病院 松田ひろし先生  
★おいでになれない場合は、電話相談ができます。

#### ★この日以外の相談は、保健師にご相談下さい。

#### こんなことで悩んでいる方はご相談ください

- \*部屋にひきこもって外に出ようとしていない。
- \*気分が沈む、夜眠れない、食欲がない。
- \*最近暴言や暴行など性格が変わってきた。
- \*言葉や行動がおかしい。
- \*物忘れがひどくボケたのではないか。
- \*酒の飲み方が異常、酒を飲むと暴れる、仕事をしない。
- \*不安な感じがして落ち着かない、イライラするようになった。
- \*思春期の問題(不登校、家庭内暴力、拒食、過食、あせりなど)
- \*配偶者間の暴力。
- ★本人はもちろん家族、民生委員等関係する方はどなたでもお気軽にご相談ください。

## 第16回雪椿ご招待旅行のお知らせ

小国町サービス店会

～富山金太郎温泉「米倉ますみ」民謡・歌謡ショー～

と き 3月9日(日)日帰り / 受付 2月1日から  
ご招待 雪椿サービス券にて / 定員 先着40名様をご招待  
お申し込み、お問合せはお近くの雪椿のお店へ

県内では献血バスが各市町村を巡回しているほか、3か所の献血ルームで毎日受付を行っていますので、献血にご協力をいただきますようお願いいたします。

# 国民年金 コーナー

割引があつて便利な『前納制度』  
をご利用ください

国民年金には、将来の一定期間の保険料を前もって納めることができる「前納制度」があります。

保険料を前納すると割引が受けられ、お得です。また、毎月保険料を納める手間が省け、納め忘れもなくなります。お得な前納制度をぜひご利用ください!!  
次の期間の保険料について、前納ができます。

- \*1年前納：159,600円  
(平成14年保険料では月額13,300円×12か月＝159,600円)の2,833,79,150円の前納で650円お
- \*6か月前納：79,800円  
(平成14年度保険料では月額13,300円×6か月＝79,800円)の2,833,79,150円の前納で650円お

得です。  
\*保険料を前納しようとする日の属する月から年度末までの期間  
\*年度末までの間に60歳の誕生日を迎える時は、保険料を前納しようとする日の属する月から60歳に到達する月の前月までの期間

前納には申し込みが必要です。(※保険料については平成14年度の金額です)  
前納のお申し込み・お問い合わせは、柏崎社会保険事務所 ☎0257・23・5820までお願いします。

年金保険料の納付には口座振替  
をご利用ください

保険料の納め忘れがあると年金が減額されたり、もしもの時の障害年金や遺族年金が受けられない場合があります。毎月納める手間を省いたり、納め忘れを防ぐためにも、便利で確実な口座振替をぜひご利用ください。

手続き場所：振替する金融機関または社  
会保険事務所の窓口  
必要なもの：通帳とその届出印  
\*口座振替申出書の用紙は、役場町民係の窓口にも備えてありますので、こちらもご利用いただけます。

## ●110番ニュース

新潟県警察ホームページアドレス  
<http://www.police.pref.niigata.jp/>  
<http://www.police.pref.niigata.jp/> (iモード)

街頭犯罪とは……  
新潟県警に「街頭犯罪等抑止対策室」が新設されました。

聞き慣れない言葉ですが、皆さんの身近で起こる様々な犯罪を「街頭犯罪(がいとうはんざい)」といいます。柏崎警察署はその中でも、特に皆さんに身近な

- ①自転車の盗難
- ②車上狙い
- ③自動販売機荒らし

等の犯罪の発生をより少なくするため、日々パトロールを強化しています。活動を推進していくためには、地域住民の皆さまからの情報提供等のご協力が不可欠です。不審な人やものを見かけたりした場合は、警察署・交番・駐在所にご連絡下さい。

## 暮らしの

### ワンポイント

風邪をひいたときの食べ物

気温が低く空気の乾燥しているこの時期、風邪やインフルエンザにかかる人が増えます。予防として、日ごろから睡眠や栄養を十分にとり疲れやストレスをためないようにするとともに、栄養バランスのとれた食事を心がけたいものです。

風邪の予防にとりわけ有効な栄養素は、ビタミンAとC。ビタミンAは風邪のウイルスの侵入口となるのどや鼻の粘膜を丈夫にします。Aの多い旬の青菜、カボチャ、ニンジンなどをたっぷり食べましょう。

予防だけでなく、風邪の回復にも欠かせないのであるのがビタミンCです。ウイルス感染に対する免疫力を高め、ウイルスによって損なわれた細胞の修復や再生に役立ちます。ビタミンCの多い野菜としては、カブ、根ミツバ、ブロッコリー、レンコンがおすすすめ。果物では、カキとミカンがビタミンAとCの両方を含む優れたものです。

気をつけていたけれど風邪をひいてしまったというときは、温かく、水分の多い食事を。熱があるときは、温かい食事が発汗を促して熱を下げる役割を果たし、水分の多い食事が汗で出た分を補充

## 小国風 ほろっと 目からウロコ



舐めてもOK!  
常備薬

子供がケガをするのは元気な証拠。でも小さい子だと、傷に薬を塗っても、舐めてしまったら、ベトベトしたのをあちこち付けたり。絆創膏もすぐ取ってしまうので、困っていました。そんな折、ピワの葉の焼酎漬けが傷にいい、という話を耳にして……。そう言えば実家ではオトギリ草の焼酎漬が常備薬でした。痛みにもかゆみにも効いて、大抵のものはそれで間に合っていました。たけ……。

よし、では作ってみるかと思  
気込んで、取り掛かったのは昨年の秋。庭にあったピワの葉(何年も経って「ワワ」な程良し。)を大家さんに頂いて、洗って拭いてザク切りにし、ビンに入れて35度のホワイトリカーをひたひたに。三ヶ月経って茶色のエキスがでたら出来上がり。これは火傷にも跡が残らない程キクらしい。湿疹・かゆみ・虫さされにも良く、何より子供が舐めても安心なのが嬉しい。さて効き目のほどは……?

(友香)

## 俳壇

◎定年のなき幸せや熱き烟  
\*評 いつまでも元気な証。  
熱烟はこたえられない。

冬ごもり隣の家も遠くなり  
ひとりごと言って笑われる雪の夜  
「無い」と言い炬燵を守る店の番  
不精髭剃ってすかさずか寒の入り  
南国のツアーが戻る雪の里  
卒寿とて学ぶ道あり初句会

今井 勝人 選

小栗山 片桐 静村

- 新町 中村 とし
- 上岩田 大久保ヨネ
- 上谷内 池島千恵子
- 武石 稲波 一芽
- 新町 青柳 カズ
- 太郎丸 北原 テイ

## 書道教室

(1月の作品)



## 今月は省エネルギー月間です

国では、毎年2月を「省エネルギー月間」と定め、省エネルギーの意識啓発をはかっております。  
限りあるエネルギー資源を少しでも長持ちさせるとともに、地球温暖化を防止するため、私たち一人ひとりが、エネルギーを大切に使うよう心掛けたいものです。



## サンコーポラス入居状況

運営戸数……40戸  
入居戸数……38戸  
入居可能戸数……2戸  
(12月末)

サンコーポラス小国  
管理事務所 ☎95-4831